

テューダー革命論争

栗山 義信

【要約】かねてエルトンは「テューダー革命」論を発表したが、ここ二・三年間にハリスとウィリアムズによる批判、エルトンの反論、さらにハリスとウィリアムズの再批判が活発に展開されて来た。イギリス絶対主義はたんなる封建制の再編成に過ぎなかったのか、それとも封建的要素をある程度包摂しつつ近代国家の起点としての役割を果たすことができたのか、意見の別れるところである。エルトンはとくに一五三〇年代のクロムウェルによる諸改革を重視し、近代政治展開の原理がこの諸改革の中にあることを解明しようとした。本稿はこの論争の展開を追跡しながら、争点を明らかにし、エルトンの「テューダー革命」がハリスとウィリアムズの批判に耐えることができるものであるかを検討する。

史林 四九卷三号 一九六六年五月

一 はじめに

一九五三年、『テューダー統治革命——ヘンリー八世治下の行政上の諸変化——』を刊行して、エルトンはきわめて大胆な解釈を提起した^①。これに対して、すでにトレヴァローパーとワーナム

の西洋史学界にも多くの影響を与え、かなりの論文がエルトンの説を機軸にして展開されて来た。もちろん、これらの邦語論文のすべてがエルトン説をそのまま受け容れたわけではないが、その説に對立する場合においてすら、多くの資料や理解の深さをエルトンに負ったといつても過言ではない^④。

が賛否両論を表明したが、エルトンはさらにメッシュイン社オーマン編英国史叢書第四卷『テューダー朝イングランド』を書き改め、テューダー統治革命概念を拡大して、行政上の諸変化だけではなく、国家理念・教会政策・議会主権などにわたる広い領域において「テューダー革命」を唱えた^③。このエルトンの考え方はわが国

さて、この「テューダー革命」論に対して、一九六三年以来、『過去と現在』誌において、中世史家ハリスとエリザベス期史家ウィリアムズが「テューダー史における革命？」と題して、いわば総合的にエルトン批判（以下「第一批判」と呼ぶ）を展開し、これにエルトンが自説をほぼ原型どおりに再主張して「応答」し、さ

らにハリスとウィリアムズはこの応答に再批判(以下「第一批判」と呼ぶ)を浴びせて「テューダー革命」論に真向からわたりあった。^⑤ 論争はまだ完全に落着いてはいないと思われるが、本稿はこの論争の焦点をとりあげ、かつ二・三の問題点を指摘するものである。まずエルトン説の概要をみた上で、主題別にハリスとウィリアムズの批判とエルトンの反論をみて行く。

① この解釈——とくに財務行政に関して——については、拙稿「初期テューダー財務行政に関する問題」(『西洋史学』第四〇号、昭三四年)において紹介した。

② 同論文五〇頁参照。

③ 本論争に関係のあるエルトンの著作はおもに以下のものである。
G. R. Elton, *The Tudor Revolution in Government: Administrative Changes in the Reign of Henry VIII, 1553*.....(T. R. G.)

do, *England under the Tudors, 1553*.....(E. U. T.)
本稿においては()内のおりに略記して引用する。なおエルトンには他の編著書や右の二著作を支える多くの論文があるが、ここでは省略する。

④ エルトン説ならびにこの論争に多少とも関係のある邦語文献は差し当って今手許にあるもので十指を数えることができる。以下発表年月順に挙げておく。前掲拙稿「初期テューダー財務行政に関する問題」。大野真弓「イギリス宗教改革と絶対主義——ヘンリー八世の国王至上法——」(『横浜大学論叢人文科学系列』第一〇巻第二号)昭三四年。隅田哲司「Fiscal Feudalism の崩壊とイギリス革命」(『史学研究』第七四号)昭三四。植村雅彦「イングランド国教会成立に関する一

考察」(『史林』第四三巻第三号)昭三五。尾野比左夫「ヨーク朝における財務行政の変化——Chamber 機関の成立——」(『史学研究』七七・七八・七九合併号)昭三五。富岡次郎「イギリス絶対主義と修道院解散」(『人文科学』XVI)昭三七。栗山義信「上訴禁止法に関する一考察」(『岐阜大学研究報告—人文科学—』第一一号)昭三三。熊田淳美「イギリス初期絶対王政下の議会と官僚」(『西洋史学』第五七号)昭三八。越智武臣「絶対主義の政治的風土—エリザベス朝政治の論理と心理—」(『立命館文学』第二二八号)昭三九。同「近代英国の覚醒—政治変革と政治指導—」(『西洋史学』第六四号)昭四〇。同「近代英国の起源」昭四一。

⑤ この論争は現在までのところ、どきどきの諸論文によって行われて来た。
Penry Williams and G. L. Harriss, *A Revolution in Tudor History?* (Past & Present No. 25, 1963).....(W. and H. 1)
J. P. Cooper, *A Revolution in Tudor History?* (Past & Present, No. 26, 1963).....(C.)

G. R. Elton, *The Tudor Revolution: A Reply*. (Past & Present, No. 29, 1964).....(E.)

Penry Williams and G. L. Harriss, *A Revolution in Tudor History?* (Past & Present, No. 31, 1965).....(W. and H. II)
本稿では()内のおりに略記して引用する。

二 エルトンの「テューダー革命」論

エルトン説はつぎのように要約できると思われる。中世の政治はもともと国王の政治であり、国王とその随伴者たちの王会(curia regis)による政治であった。しかし、かれらの非定住性と複雑化した行政は恒久的な専門部局を必要とし、一二世紀以来

財務府・コモンロー裁判所・大法官府が王会から独立した国家部局となり、同時に国王のハウスホルド(専門部局が王会から分出したのち国王に直属した家産的役人団をハウスホルドと呼んだ)は国家部局と無関係には存在せず、たえず国王の意志・命令をそこへ伝達する導管として作用しつづけた。しかし一三世紀以降、国家部局が貴族勢力によって支配されるにおよび、貴族勢力の衰退期にはハウスホルド政治が復活・強化され——真実に中世的な方法への復帰——、国王権力伸張に寄与し、この傾向はエドワード四世、とくにヘンリー七世においてより顕著に現われた。^①

しかし、真の国制上の変化は一五三〇年代まで現われなかった。この時期においてはじめて、ローマ教皇との断絶を通して一五三三年の上訴禁止法で主権国家理念の宣言が行われ、諸立法を通して宗教改革が断行されて行った。したがってここでは議会制定法が重要視されねばならず、議会主権、すなわち「議会における国王」の主権が完成され、いわば立憲的・制限的王政が確立した。^②この革命はまた行政的な大変化をも伴ない、中世のハウスホルド政治にかわって国家的官僚政治が現われた。まず、財政上はハウスホルド的な国王私室財務局(チェインバー)が衰えて、王室増加収入裁判所(以下増収裁判所と略称する)をはじめとする諸財政裁判所が国家部局として新設・再組織され、つぎに行政上のか

めであった王璽(Privy Seal)は秘書官長職によってとってかわられ、また國務会議は公的な枢密院として組織され、ハウスホルド自身もいわば宮内庁的な組織として一国家部局へと改編された。^③英国史においてただ三つの行政的革新があったに過ぎない。第一はアングロ・ノルマンによる革命で、ハウスホルド政治をもたらし、第三は一九世紀の革命で、議会的デモクラシーに適する行政を生んだのに対し、第二は一五三〇年代の行政改革であり、このときの原理——国家部局によってハウスホルド支配を置き換える原理——が一八世紀にいたるまでの行政改革を貫いたのである。^④

つぎにこの「テューダー革命」の推進者としてエルトンはトーマス・クロムウェルを重視する。ポラードが長い発展的なプロセスの結果として枢密院の出現を考え、宗教改革を当然起るべくして起った出来事とみたのに対し、エルトンはこれらをクロムウェルの慎重な創造とする。ローマとの断絶を計画し、主権国家理念表明の機会をとらえ、国家統治の機構を創設したのはほかならぬクロムウェルその人であったとエルトンは考え、英国史におけるもっともいちじるしい革命的人物としてクロムウェルを見、かれの役割を積極的に評価する。

① E. U. T., pp. 11-12, T. R. G., p. 35.

- ② 「テューダー革命の本質的成分は國家の主權についての概念であつた。」(E. U. T., p. 160.)
- ③ Ibid., p. 168.
- ④ T. R. G., p. 415.
- ⑤ Ibid., pp. 421-425. 拙稿「初期テューダー財務行政に関する問題」四八一—四九頁参照。
- ⑥ E. U. T., p. 127.

三 宗 教 改 革

中世史家としてのハリスは、中世に終止符を打ち、かつ近代主權國家を生み出した革命、しかもひとりの人によつて行われた革命に疑問をもち、各部にわたつて中世とテューダー期の連続性を強調して行く。

エルトンは上訴禁止法にある「エムバイア」を重視し、それは「一つの政治的單位、すなわちいかなる外國主權者の權威からも自由な自治的國家」^①であり、新しい概念であると考え、ハリスはまず、第一批判において、エムバイア (impetium) という語はその祖先を中世政治思想の中にもち、ある種の限界をもちつづけたことを強調する。すなわち、エルトンも認めるように、この言葉は教會における教皇首位權の否定と世俗君主による教會關係事項の完全支配を正当化するために用いられて来なかつた。上訴禁止法の草稿においてもこのような表現は削られ、この法のどこ

にも聖俗の司法權が君主から派生したとは明白に主張されておらず、ただイギリスの教會の伝統的な司法的自立性を主張したに過ぎず、宗教問題における國王の司法權は新しい國家理論ではなく、むしろ國王の新しい屬性を示した。教會關係事項についての國王の權威は一五三四年の國王至上法における「教會の最高の首長」に基づいて主張されたのである。それではなぜ上訴禁止法に「エムバイア」が用いられたか。ハリスは「エムバイア」が中世の言葉であつたにもかかわらず、一六世紀のナシヨナリストや君主主義者に強く訴えるものをもち、その感動させる力が上訴禁止法において用いられたのであると説明する。

つぎにハリスは中世國王權力がすでに教會を支配する力をもつていたことを強調する。^② 中世において教會法と國家の法がかちあつたときには、後者が前者を禁止したし、修正もした。聖職者會議は宗教改革後、國王の許可なしに開かれることは不可能であつたが、宗教改革に先立つ九〇年間において國王の令狀なしに召集された聖職者會議はただの一度だけであつた。また聖職推薦權をめぐる教皇と國王の対立があつたが、一五世紀末までに教皇の聖職直任は國王によつて阻止され、國王の主教統制も強化されて、かれらは次第に獨立性を失い、政府の役人に近いものとなつて行つた。このようにしてすでに中世後期において國家が教會に対し

優位を占めており、ヘンリーの宗教改革は中世王権の結ぶ実であつた。^④

国王離婚問題に関しては、エルトンによればヘンリーは分析的・建設的な能力を欠いており、ローマとの断絶を実行できず、ウルジーやクロムウェルにかなりの程度まで委任した。したがつて一五二九—三一年は無政策の時期であり、一五三一年末にクロムウェルが国務会議のインナーリングに昇進してのち、かれによつて宗教改革諸法が起草され、新政策が打ち出されて行つた。これに対してハリスとウィリアムズは、ヘンリーのみが離婚によつて生ずる危機の性質を知り、そのコースを計画し、実行したとするボラードの見解も、ただクロムウェルの才能によつてのみ過去の束縛から解放されたというエルトンの見解もともに退けて、ヘンリーは自分の目的遂行のためにクロムウェルを道具として用いたと解釈する。^⑤ もちろんクロムウェルの果たした役割は過小評価されてはならないが、離婚問題はヘンリー自身の問題であると同時に、また王位・王家・王国に関する問題でもあつたから、ヘンリーは積極的に行動したのであろうし、一五二九—三一年は必ずしも無政策な時期とは考えられず、むしろヘンリーの政治的感覚が不必要な危険を冒すことを避けたそういう時期であつた。またクロムウェルが宗教改革諸法の起草者であつたとしても、かれがそ

の目的を最初に考えついた人物であつたと論証することはできない。

これらの批判に対して、エルトンはまず、「エムパイア」が中世的な国王の属性よりもむしろ上訴禁止法の文面からいって土地領域を考えて記述されており、クロムウェルの国民国家についての概念はそれがどんなに多く伝統的な考えに由来しようとも政治体の統一的性格を主張することによって正確さを「エムパイア」に付け加えたとして、この言葉の使用の意義を再説する。^⑥ つぎに宗教改革の直前に用いられた *imperial crown* の意味を考察し、ハリスが述べるように一五三二年にも *imperial crown* が用いられようとするが、この場合少くとも結婚問題・異端問題に関しては国王は教皇の司法権に従わねばならないと考えられていた。これを一五三四年の国王至上法における *imperial crown* と比べると対照は明白である。後者においては国王は教会の最高の首長であつて、新しい権力を *imperial crown* に帰している。それではこの両者の中間にある上訴禁止法の *imperial crown* はどうか。ここでは国王は「最高の首長かつ国王」と規定され、明かに聖俗両方の首長、すなわち国王の二重の至上性が述べられている。ハリスは国王至上法から宗教的司法権に対する国王の革新的な要求が起つたと考えるが、上訴禁止法におけるこの重要性を見落して

いるとエルトンは反論する。^⑦

ハリスは宗教改革の先行現象をみることによって宗教改革を中世王権の結ぶ実とみなしたが、エルトンは中世における教皇の干渉に対する国王権威維持の政策と宗教改革における全教皇権廃止の政策の差はあまりにも大きいと考える。ハリスのように考えれば、宗教改革の存在理由が明確にならない。ローマとの断絶はヘンリーが教皇に効果ある助力を期待することの不可能をあはくことを決定したから起ったのではなくて、教皇がヘンリーの計画を妨げていることを発見したから起った。^⑧ここではもはや伝統的な教皇—国王関係は存在しない。こうしてエルトンは中世における先行現象がいかに多く認められようとも、このとき国家の性質の上に、そして世俗権力と教会権力の上によって来た変化の重要性を再確認する。

このエルトンの応答に対して、ハリスは第二批判においてもう一度エルトンに応酬する。エルトンは上訴禁止法が「エムパイア」を領土的単位として用い、かつそれに新しい意味、すなわち教会関係事項における優位を付与したと主張するが、ハリスはヘンリー自身がこの後者の意味で「エムパイア」を用いることを欲したことを認めつつも、imperiumの領土的な用法ははたして意義深い変化をもたらしたかと疑問を抱く。ケブナーのいうように、

「権威」から「領土」への imperium の意味上の変化の先例がないわけではないからである。^⑨またエルトンは上訴禁止法の「最高の首長」を重視するが、これは国王至上法におけるそれと一致するものか、あるいは一五三一年の聖職者会議の決議におけるそれ（教会内の世俗的事項における最高の首長）と同じものか、問題は残ると考える。^⑩つぎにハリスは教会の変革がそのまま国家の革命と考えられるかどうか、またその変革がどのような意味で国家主権の誕生となったかという自分の質問にエルトンは十分答えていないという不満を述べ、教皇の干渉を制限した主権と全教皇権を廃した主権の差は認められず、世俗権力の強大化は必然的に前者から後者に進むとし、宗教改革における対教会政策は従来の方法の強化にほかならず、これを革命とみなすことは困難であると論じて、自説をもう一度強調する。

① E. U. T., p. 161.

② W. and H. I, pp. 9-12.

③ Ibid., pp. 13-17.

④ Ibid., p. 17.

⑤ Ibid., pp. 18-20.

⑥ E., p. 29.

⑦ Ibid., pp. 29-31.

⑧ Ibid., p. 33.

⑨ W. and H. II, pp. 87-88. cf. R. Koebner, Empire, 1961, pp. 36-38.

⑩ W. and H. II, p. 88 n. 2.
 ⑪ Ibid., pp. 88-90.

四 議 会 主 権

エルトンは「テューダー革命」によって国王主権が創造されたばかりでなく、制定法の至上性、換言すれば議会における国王の主権も確立されたと考えた。^⑩ その理由として、かれはかつて自然法と神法の制約下にあった制定法が宗教改革以後その制約を越えて自由になったこと、また中世政治の特徴は、まずそれが法を発見し、それから法を運用することにあつたが、近代政治はまず法を作り、それから運用する。ここに宗教改革諸法を生み出した一五三〇年代はまさしく中世憲政の終りと近代憲政の始りを印づけると。^⑪

これに対してハリスは中世の法形成が純粹に宣明的なものであつたという見解はクライムズやブラクネットによってすでに退けられ、一五世紀の半ばから法を宣明する制定法と法を導入する制定法の間に区別が設けられたとし、ヘンリー八世時代の立法は疑いなく制定法の発展を促したが、制定法の性質決定への確定的な前進は一五世紀後半に諸法廷においてなされたと述べる。^⑫ つづいて、制定法が自然法に抵触するとき前者は無効であるという考え

がフォータスキューやセント・ジャーマンにあるが、この制約は純粹に理論的なものに止まり、自然法は一五世紀にも一六世紀にも實際上制定法を制約する効果をもたなかったことを明かにする。^⑬ また神法に関して、エルトンは一五三四年の特免法をとり上げて、王国内で作成され、発令されたもの以外の法に従うことから自由な王国を宣言したこの法は神法・自然法の介入を除いたとしたが、特免法は明らかに自然法ではなく人間法に関与するものであり、その法の制定が聖書や神法に反しないことという明白な留保条項を含んでおり、エルトンの理解は全くこじつけであるとハリスは論破する。むしろ特免法は制定法に限界を置くものであり、神法遵守は制定法と宗教改革擁護者の双方によって必要なものとして承認された。^⑭ また制定法は教義や典礼を変えず、一五三九年の六カ条法はたんに異端的教義支持者に対する罰則を決定しただけであり、制定法による教義決定はエドワード六世時代に入ってからである。^⑮ このようにしてハリスは制定法の性質もその制約もローマとの断絶についての立法によってならんら影響を受けなかつたとしてエルトンにするべく対立する。

つぎにウィリアムズは議会主義の展開をクロムウェルの功績によるよりも、中世以来の伝統およびギリス独自の社会構造によるものと考える。中央集権政治の伝統、国民的資本の存在、地域

の相対的な狭さ、これらのすべてが支配階級をしてその権力を議会に委ねしめ、国王と協力することを助長し、また長子相続制は貴族と非貴族の上層部を近親感で結び、貴族は免税の特権をもたなかったために貴族院と庶民院の利害は基本的に一致し、国王も分割統治することができず、こうして議会主義の発達が確立された。^⑦

さらにウィリアムズは一六世紀の理論家および實際面に携わった裁判官の考えを列挙して、当時主権理論は十分に確立しておらず、とくに立法的主権の達成は本質的に心的態度における変化を伴わねばならず、少くとも実的な法律家によってそれが理解されるのでなければ、立法的主権は全く存在しないとす。^⑧ つづいてウィリアムズはブルボン・フランスはエルトンのな主権国家ではなかったが、ステュアート・イングランドよりはるかに有力で、主権概念は国家権力や国家と社会の関係を明らかにするものでないこと、また一五世紀の慣行はいわゆる主権国家の考え方からそれほど隔つたものではなく、一六世紀の慣行や理論は主権国家の考え方に近づきつつあったが、行きついたというわけでもなく、主権概念は一六世紀のイギリスの変化を見通す上で有用なものではないことを論じ、^⑨ エルトンの強調する議会主権を批判的に見る。

ところで、これらのウィリアムズとハリスの第一批判のあと、

クーパーが論争当事者につきの二点を指摘する。一五三〇年代になってはじめて議会は重要性をもつようになったとするエルトンに対し、またヘンリー七世・ウルジーの消極策によって一五二九年まで三二年間に議会はわずか数週間開かれたに過ぎないとするウィリアムズに対して、議会開期の継続期間が問題とされる限り、両者の議論は正しくないとして、議会開期の正確な日数を注意し、^⑩ つぎに一五・一六世紀における制定法に対する自然法の制約の實際的な効果を否定するハリスに対してクーパーは、自然法、神法、そして中には基本法によって裏付けられた場合、制定法はより拘束力と實際上の効果をもつと諸法廷は考えたとして、それらの法の制約性を論じ、他方制定法は国王自身を必ずしも拘束せず、むしろ自然法概念が国王の権利の決定と適用に現実的な影響力をもち、議会が絶対的に正規な、かつ連続的に必須な部分となるのは一六八八年以後であったとする。^⑪

さて、第一批判を受けたエルトンはその応答において卒直につきのとおり訂正する。まず中世において法は作られるものではなくて宣明されるものであったというマッケルウェインの見解にいまや同意できないこと、つぎに特免法は自然法の否定を意味したものではなかったこと、この二点である。^⑫ しかし、依然としてエルトンは一五三〇年代は制定法の権限上の変化、立法に対する全

般的態度の変化を証明すると考える。ハリスは一五世紀に制定法が教会法に打ち勝ったと主張するが、そこで引用されたケースは教会法中の世俗的なものに関係しており、教会関係事項は含まれていなかった。これに反し、一五四七年以後議会は教義のような教会関係事項を制定し、ヘンリー八世の治世においてすらそういう気運が明かにみられた。^⑮ハリスがいうように制定法の権威は宗教改革議会の前後で大きく違わなかったけれども、それ以前には教会関係事項が含まれず、以後にはそれが含まれたとエルトン^⑯は考える。また議会の地位に関しては、ウィリアムズという中世の伝統、特殊な社会構造が当然考えられねばならないが、代議制度が他の国で衰えつつあったとき、またイギリスにおいても議会有効な政治に対する害と考えられていたときにクロムウェルの行^⑰政は議会と協働することによって国王はその力をいかに改善することができたかを示したし、しかもクロムウェルは議会を用いねばならないときのみならず、その絶対的の必要がないときですらも議会を用いた。^⑱つまり、クロムウェルは無から有を作り出したのではなくたけれども、議会を重視した結果、一六世紀において議会の強さは拡張され、制定法の権威も拡大したとエルトンはいう。^⑲

これに対してウィリアムズは第二批判において、教会関係事項

が制定法に含まれたのは一五四七年以後であって、エドワード六世の治世が決定的な時期であったこと、制定法によって立案されることのはじまりは重要であるが、これは主権についての新しい概念の結果であるかどうか、当時のドイツでは議会は有力であり、クロムウェルが議会を尊重したことは認められるとしても、かれの議会に対する態度はせいぜいのところウルジーの態度と異っていたという程度のことにし過ぎないとしてエルトンへの不満を述べ^⑳る。

- ① E. U. T., p. 168.
- ② Ibid., p. 168.
- ③ W. and H. I., pp. 21-22.
- ④ Ibid., p. 22.
- ⑤ Ibid., pp. 22-23.
- ⑥ Ibid., p. 23, cf. T. C., pp. 334-335.
- ⑦ W. and H. I., pp. 39-42.
- ⑧ Fortescue, Thomas Smith, Chief Justice Montague, Justice Bromley, Edward Coke.
- ⑨ W. and H. I., pp. 42-43.
- ⑩ Ibid., p. 44.
- ⑪ 一四九八一—一五二九年間に議会は約六三週開かれ、またヘンリー七世、ヘンリー八世、エリザベスの最初の二〇年間に議会はそれぞれ六九、五三、六二週開かれた。(C., pp. 110-111.)
- ⑫ Ibid., pp. 111-112.
- ⑬ E., p. 36.
- ⑭ W. and H. I., p. 14.

⑮ 例えはクロムウエルの質問に対し、ジョン・モアーズは聖靈がかつて教会会議に臨在したと同様に制定法にも臨在すると答えている。(E., pp. 37-38.)

⑯ Ibid., pp. 37-39.

⑰ クロムウエルが議会・制定法によって行爲した例としてエルトンは、増収裁判所ははじめて行政命令による処理で設置されようとしたが、結局、制定法によって創設されたこと、ウルジーによる修道院解散は教皇権威にもとづいて行われ、他方クロムウエルとしてのヘンリーの權威にもとづけばイギリス教会の最高の首長としてのヘンリーの權威によって行われたはずであるが、そうではなく制定法によって行われたこと、および Aldgate の小修道院は一五三二年強制的に解散させられたが、クロムウエルが国政を十分掌握してのち(一五三四年)制定法の適及的保証を受けて処理されたことを挙げる。(E., p. 41.)

⑱ Ibid., p. 42.

⑲ W. and H. II, pp. 94-95.

五 行政改革

まずハリスの第一批判からみて行く。中世財務行政において、ハウスホールド内部の分枝ウォードロップ(国王衣裳室)やチェインバー(国王私室)が用いられたが、おもに国王の私的支出に役立つ程度で、中世国家財政の本当の部局・最高の財政機関は財務府であり、十分国家的・官僚的な部局であった。^①したがってハウスホールド的財政を採用したエドワード四世・ヘンリー七世の仕事が中世政治の復活である^②と解釈することはできず、むしろ政治

のより原始的な段階への逆戻りでしかない。^③こうして生まれたチェインバー行政はそれを動かす有能な人物と運命をともし、各種の部局が増殖することになった。増収裁判所をはじめとするこれらの部局をエルトンは官僚的な配置と考えるが、^④ここにはクロムウエルの個人的な指導があり、これはオフィスをもとにした政治ではなくて個人的支配、非官僚的支配であり、クロムウエルの失脚後に官僚制化が進み、一五五四年の財務府の回復となった。

したがってクロムウエルはヘンリー七世の採った方法を展開した最後の人物であり、エリザベス期の財務府の直接の祖先は一五三〇年代の改革による財務機関ではなくて、二世紀さかのぼった中世の財務府であった。両者は多くの点で異ったけれども、その主要な原理はハウスホールド的ではなくて官僚的であったとハリスはここでも中世的伝統を強調し、一五三〇年代の革新性を否定する。

つぎに、最後の中世的な大法官が最初の近代的な秘書官長によってとって代わられ、ハウスホールド的な王璽や御璽(royal signet)が衰退し、古い聖職者行政官・ハウスホールド行政官にかわって新しい行政官が進出し、ここにもハウスホールド的なものから官僚的なものへの移行がみられるとエルトンは考える。^⑤しかしハリスはランカスター期の秘書官職の主因は王璽であり、その王璽は大

法官府で用いられる国璽 (Great seal) の保証と不定期の財務府支出の保証であり、国王や国務会議の政治的・行政的決定の執行にあたって力をもち、また御璽は王璽への保証また国王の個人的書簡の印璽としての機能を果しており、エルトンのいうように国王權威を示す御璽が国務会議の權威を具えた王璽と対立したと考えることは誤りであり、むしろ王璽を行政の中心としたシステムが存在し、これを十分な官僚制システムでないと考えること自体が無理であると主張する。またクロムウェルによる秘書官長職の上昇は結局、個人政治であり、中世のハウスホルドの方法と近代の官僚的方法の間の対照がここで問題となるのではなく、国王と国務会議の權威のために主要な導管となった国家の役人を中心とするシステムと慣例に拘束されない国王あるいは秘書官長による個人政治の間の対照が問題となり、前者は後期中世の前ヨーク期と後期テューダーに現われ、後者はヨーク期と初期テューダーに現われたとして、クロムウェルの秘書官長政治がたんなる個人政治であったと考える。^⑧

国務会議に関しては、枢密院が一五三四—一三六六年間に組織された、すなわち以前のハウスホルド的な国務会議が官僚制的に改編されて将来重要性をもつようになる枢密院によって置き換えられたとエルトンは考える。^⑨しかしハリスは一五世紀の国務会議が

未組織な・ルーズな・非公式な個人のたんなる集合ではなく、ほとんど毎日会合を開き、成員も固定され、国務会議が議会においてもそう呼ばれ、俸給の支給、定足数、連帯責任等もしだいに行われて成長しつづつあったと強調する。またクロムウェル時代の国務会議顧問官の階層構成も、その行政的機能も中世とわずかしかわらず、一五三〇年代に国務会議に革命的な創造があったとは考えられないと。^⑩

こうしてハリスは、一五三〇年までの行政が本質的にハウスホルド的であったとするエルトン説を一五五〇—一四五〇年間の官僚制的なものを無視する理論として退ける。ハリスはヨーク期と初期テューダーの行政は初期のハウスホルド的な統治形態への逆行であり、これが一五三〇年代に修正されたに過ぎないとして、本来 *return* であつたものをエルトンは *revolution* と解釈する誤りを犯したと判断する。^⑪

またウィリアムズも第一批判において、ハリスと同じく一五三〇年代をクロムウェルの個人政治とみ、ついで一五五四年に回復された財務府がはたしてクロムウェルの改革の原理に従つたものであつたかどうかを検討する。たしかにクロムウェルのものも存在したが、前クロムウェルの要素も多分にあり、部分的にはクロムウェルの功績によるが、全体としては早期の伝統に由来し

たものと考える。¹⁴⁾ 結局、エドワード四世とヘンリー七世は王室財政回復を志し、クロムウェルは新財源の要求とその管理のために別個の制度によったが、それらのシステムがいずれも国王やクロムウェルの駆動力に依存したのに対し、大蔵卿パウレットは国家的・非個人的な一五世紀の財務府を復活し、一六六〇年以後においてはじめて新しい変化が起つたとする。¹⁵⁾

つぎにウィリアムズは國務會議はエドワード六世・メアリ両期にその機能が麻痺し、より恒久的な枢密院の最終的な成立はエリザベス期にあったこと、そしてクロムウェル期の秘書官長職の上昇は政治上大きな変化ではあったが、かれの失脚後その重要性は低下し、エリザベス期になってはじめて行政的な重要性をもつようになったこと、および秘書官長の義務は一六世紀の末にいたるまでセミオフィシャルなものであったことを述べて、これらの面におけるクロムウェル改革の不十分さをつく。¹⁶⁾

さらにウィリアムズはこれら行政史プロパーの考察とともに、ひろく政治と社会の關係をも考えあわせることを提起し、とくに「政治と社会」という一節を設けている。まず一六世紀を通して行政上の変化はエルトンの考えるような一定のパターンをもたなかった。すなわち中世の財務府は回復され、中世の行政中枢であった王璽尚書は秘書官長へと移り、國務會議の場合は単一な変化

ではなく、安定性と効果をこれに与えようとする努力が一五五八年にいたるまで続けられ、星室庁、大法官府、コモロー裁判所でも発展の多様性が顕著であった。第二に司法部がこの時代の政治の最大部分であり、この点で中世的な考え方が依然として存在しており、行政制度・司法制度は未分離で、純粹な官僚的發展は一六六〇年以後のことである。第三に中世ではたえずハウスホルドから国家部局が分出し、一六世紀中期に秘書官長も国家行政組織の新しい中枢となったが、これ以後はハウスホルドからの分出がない。その理由としてエルトンはおそらくクロムウェルの国家機構の創設がそのようなことを不必要としたと考えるであろう。しかしウィリアムズはそれのもっとも重要な理由を、エンクロウシア・物価騰貴・搾出地代などの社会的危機や対外問題などを処理できるような大きな複合的な国家機構が創設されたこととの中にみようとす。第四に一六世紀中期以後ウィンチェスター・パーリー・ウォルシンガム・ソールズベリーという優れた官僚が出て、官僚制的手段によって国事の解決を計ったが、かれらの長期の在職とエリザベスの長寿が政治上の連続性をもたらした。エルトンは一五三〇年代の改革が一五四〇—一五八八年の失政期を経てエリザベス期に回復されたとみなすが、官僚行政は政治が安定しているときに栄えるのであって、安定している政治は官僚行政

の結果ではなく、エリザベス期の行政がクロムウェルの改革によるとは考えられない。第五に、当時の政治の社会に対する役割・影響は十分なものでなく、密告者が行政の一端を担い、官僚は独占や後見権を譲渡されて行政の多くは個人的な利益に訴えることよって遂行され、このようなシステムは腐敗の可能性をもつものであったとしてこの時期の行政機構のもつ限界を指摘する。

こうしてウィリアムズはクロムウェルの改革の役割をある程度考慮するが、官僚的形態よりもより政治的・社会的条件を重視する。そして安定したエリザベス期において以前からの発展が成熟し、国家的政治機構は確立したが、市民革命によって後見裁判所・星室庁は滅び、後期ステューアート国家は中世およびテューダー期に多くのものを負いつつ革命的な新しいものとなって行ったことを明らかにする。

これらの批判に対し、エルトンはしだいに連続の要素を認めつつ応答するが、まずハリスが誤解した点を指摘する。エルトンはその著書において中世のハウスホルド政治と近代の官僚政治の間の区別を提議したが、もちろんその際、中世の政治がまったくハウスホルドの中で行われたという意見を主張しなかった。純粹にハウスホルド的なシステムと純粹に官僚的なシステムの間に鮮やかな対照をおいているのはハリス自身であって、かれは後

期中世における国家的・官僚的な制度の存在を立証するために苦心している。エルトン自身の問題とするところはクロムウェルの行政を、中世から継承したシステムのハウスホルド的な局面からの慎重な転換・離脱としてみることにあった。

つぎにエルトンはウィリアムズの意見を容れて、一五世紀以後の中世主義の持続を考え、チャールズ二世とウィリアム三世時代の行政改革にも重点を置くべきであったと再考する。しかし主要な結論は間違っておらず、とくにハリスとウィリアムズによって批判されたクロムウェルの個人支配の問題について反論する。かれのような個人支配を行使した果断の人物は官僚制の創始者ではない、とくにハリスはかれを回復されたハウスホルド組織の最後の擁護者とするが、慣例どおりに行う人はその慣例をはげしく変更せず、むしろ一寸した専横さをも示す強烈な個人的活動、支配力のもち主が改革者として慣例を修正し、公式化するのである。クロムウェルはまずハウスホルド的慣行を採用し、つづいて新しい組織を導入したが、同時にその組織を運営するために個人的な権威をしばしば用いた。それゆえかれの失脚にもかかわらず官僚制の原則に基づき、かつかれの下で訓練された人々によって運営された組織が現われるのであると。

つぎにエルトンは一四七一—一五四〇年間の中断のちその発

展を回復したという官僚政治についてのハリスの構想の承認でない理由を挙げる。まずハリスは一五世紀の財務府の衰退をその行政上の失敗ではなく政治上の問題とするが、エドワード四世やヘンリー七世は明らかに拡大された収入を管理する能力が財務府にあるとは考えなかったし、その会計報告制度や収入徴集方法について財務府は行政的に有能であったとはいえない。²⁰ つぎに御璽が國務會議の權威を具えた王璽に対立するもので、國王權威を示すものであったということは誤りであるとハリスは考えるが、ヘンリー四世がしばしば王璽なしに財務府に対し國璽令狀の權限授与のため御璽を用いたとき、財務府がどうしても御璽權限授与書を受け入れなかったことは重要である。²¹ 國務會議についてははじめから革命よりは変化を考え過去の慣行・知識に基づく再組織に注意して来た。しかしハリスが活動的で組織された會議であったというヘンリー四世の國務會議は國王の政治の執行についてはなにも立証しないという存在でしかない。²²

さらにエルトンはより広く一般的に中世行政からテューダー行政にいたるハリスの批判に対し反論を展開する。一般にハウスホルド政治が発達したのは活動的な國王の存在したときで、逆に中世王政の微弱は非ハウスホルド的に作用し、國家的官僚制を生んだ。したがってハリスの強調する中世の國家的官僚制が存在

することができた理由はハウスホルド政治が慎重に廃棄されてしまったからではなく、ハウスホルド政治に対する諸条件がなかったからである。真の問題はハウスホルド政治への可能性が残存していたかどうかということである。ヨーク朝とテューダー朝が王權回復の仕事に直面したとき、國王たちは高度に発展した國家的制度ではなくて、ハウスホルドを選んだが、これはハウスホルド政治の潜在性の実現である。ハリスはこれを発展しつつあった官僚制の中断とみるがエルトンはハウスホルド的なものの最後の復活であったとみ、一五五八年のエリザベスもバッキンガム死後のチャールズ一世もチェインバーや他の私的行政方法への逆戻りの最小の兆候さえもみえず、クロムウエルの失脚後なにも人もハウスホルド的方法によって統治しなかったという重要な事実²³に注目する。

ウィリアムズの批判に関しては、エルトンはそれをつぎの二点で受けとめる。第一は古いものの痕跡がエルトンのいう革命のあとにも明らかに見出せるということ。第二は行政のすべての局面が必ずしも同じパターンを通して発展して行かなかったということ。第一の点に関してエルトンは自分自身もそれを強調して来たところであって、容易に認めることができるかと答える。第二の点に関してはエルトンはコモンロー裁判所の真の変化がエリザベス

期に来たという点でウィリアムズは正しいが、制定法の分野の拡大はコモロー裁判所の能力を大きくしたという点で一五三〇年代も重要な時期であったこと、星室庁と請願裁判所は前クロムウェルル期に発展の決定的な段階に達していたが、一五三〇年代もこれらにとって確立と組織化の時期であったことを示唆する。^⑧

こうしてエルトンはハリスとウィリアムズによる批判の多くが重要であり、教示に満ちていることを認め、一五三〇年代の変化の中に連続性と未完成の要素があることを認めることによって自分の見解をある程度修正すべきであると考え、一五三〇年代の変化の意義は依然として重要であって、それが革命と呼ばれようと呼ばれまいと、その見解を捨てることはできないと考える。^⑨

つぎにハリスとウィリアムズの第二批判に移る。まずハリスはエルトンの応答を承認することができないという。エルトンは中世を通してハウスホウルドの潜在性を強調するが、ハウスホウルド的なものは後期中世においてはそれほど重要ではなく、エルトンはハウスホウルド政治と個人政治を充分区別することに失敗したとする。中世の国王の政治において国王の側近に侍するものの中にはハウスホウルドのメンバーもいたであろうが、ほかに高官・貴族・専門官僚もおり、全部がハウスホウルドの役人であったとはいえない。したがってハウスホウルドは国王の個人政治に

おいて大きな役割を果たさなかったとしてエルトンのいうハウスホウルドの潜在性を否定的にみる。歴史的にみて現実にあるものは潜在するものよりも意義があり、後期中世の政治における国家部局の卓越が後期テューダーシステムの発展に対し明白な意義をもつところの一つの事実であるとして、ハウスホウルドの復活をもって真の中世政治の表現とみる考えに対し、ふたたび批判を浴びせ、中世政治の真の型を国家的官僚政治に求める。^⑩

支払い令状の権限授与のためにその御璽を用いたヘンリー四世についてのエルトンの指摘は特定の支払い停止の特免を示すもので、通常の手続きにとって重要性はなく、最近の研究によっても王璽と御璽の間の正常な関係は確証されるし、また国務会議についてもエルトンのいう議事録の保管が活動的な組織化された会議の唯一の基準とは考えられず、また中世の国務会議が直ちに後の枢密院に対して恒久性と明確な形を与えることになったわけではない。こうしてエルトンが誤解し、無視した中世における発展をハリスは示そうとする。^⑪

つぎにウィリアムズもエルトンの応答の中でなお同意できない点、疑問とする点を挙げる。第一に一五五四年の財務府の復活は一五三〇年代の変化の完成とは考えられず、エリザベス期の財政システムは本質的に中世と異なるものではない。^⑫ 第二にエルトンは

クロムウェルの失脚後官僚制の原則に基づく体系的再組織が現われ、クロムウェルの下で訓練された人々によって受け継がれて行くこと主張するが、この原則とは何であるか、クロムウェルの言葉または行為でこの原則はどう表現されているか、メアリ以後財政システムはどういう意味でこの原則に基づいているか、クロムウェルが一五四〇年代の枢密院を創設したということを考える証拠は何か。^⑮第三に統治上の発展をみるに当って、経済的・社会的・宗教的危機の圧力を強調したが、これらに対する応答をエルトンはまた示してゐない。^⑯

- ① W. and H. I, p. 26.
- ② T. R. G., p. 36.
- ③ W. and H. I, p. 27.
- ④ T. R. G., p. 36.
- ⑤ W. and H. I, p. 29.
- ⑥ T. R. G., p. 36.
- ⑦ W. and H. I, pp. 29-30.
- ⑧ Ibid., p. 31.
- ⑨ T. R. G., p. 344.
- ⑩ W. and H. I, pp. 32-34.
- ⑪ Ibid., pp. 34-35.
- ⑫ 州の収入官による土地収益の徴集、および会計検査の近代化と英語による会計報告、その他。
- ⑬ lower exchequer が国庫となったこと、収入会計検査官のコントロール、大蔵卿の再出現、その他。
- ⑭ W. and H. I, p. 47.

- ⑮ Ibid., pp. 47-48.
- ⑯ Ibid., pp. 48-50.
- ⑰ Ibid., pp. 50-54.
- ⑱ 拙稿「テューター期財政研究—後見裁判所—」(『岐阜大学教養部研究報告』第一号、昭(四一)参照。
- ⑲ W. and H. I, p. 56.
- ⑳ Cf. ibid., p. 25.
- ㉑ E. p. 43 and n. 40.
- ㉒ Ibid., pp. 43-44.
- ㉓ Ibid., p. 44.
- ㉔ Ibid., pp. 44-45.
- ㉕ Ibid., p. 45.
- ㉖ Ibid., p. 45.
- ㉗ Ibid., pp. 46-47.
- ㉘ Ibid., p. 48.
- ㉙ Ibid., p. 49.
- ㉚ W. and H. II, pp. 90-92.
- ㉛ Ibid., pp. 92-93.
- ㉜ Ibid., p. 95.
- ㉝ Ibid., p. 96.
- ㉞ Ibid., p. 96.

六 おわりに

連続と非連続、あるいはエヴォルーションとレヴォルーションを歴史の中で位置づけることは歴史研究者に課せられた義務の一つであらうが、ことに連続性の要素の強い特色をもつイギリス史

の場合、連続と非連続はたがい絡みあい、複雑な論争を生む。レヴォルーションを唱えたエルトンに対し、ハリスは徹頭徹尾連続性を強調し、エルトン自身も自説がある程度修正して、連続の潮流の中でレヴォルーションをみる必要があると考えるにいたった。^①しかもボラード的なエヴォルーションに対し、一五三〇年代のレヴォルーションを強調するエルトンは逆には逆にこの時期の改革が後期テューダーに具体的にどのような影響を及ぼし、エヴォルヴするか再検討することを要求されている。^②

「テューダー革命」論争はこうして簡単に落着かないが、この論争に関する二・三の点について私見を述べたい。

まず、宗教改革の意義について。上訴禁止法の「エムパイア」が争点となったことはすでにみたが、この法全体が宗教改革の中で占める地位を考察したい。いわゆる宗教改革議会のプロセスにおいて、一五三二年に初年度収入税上納禁止法^③が制定された。これはヒューズによって反教皇的なものともみなされるが、ここでは初年度収入税の事実上の禁止がみられるとしても、教皇による聖職者叙任承認が全面的に禁止されたものでなく、また用語上にも教皇への敬意と慇懃さが依然として残されており、さらにこの法には暫時発効を留保する条項が附加されていて、教皇の離婚許可への期待がこめられていた。つまり反教皇的のものであり、教皇

を脅迫することによって教皇の精神的な指導性を犯したものであったとしても、この法は教皇—国王関係を従来通り認めたものであった。このような脅迫を含む離婚許可要求の時期を経て、翌

一五三三年になると事態は急変する。この年の春、上訴禁止法が制定され、これにつづいて国王とアンの結婚の合法性が克蘭マー—大主教によって宣言され、開封特許状によって初年度収入税上納禁止法が発効され、教皇はヘンリーを破門し、その後国王至上法にいたる諸法がつづけて制定されて行った。こうして上訴禁止法の前後に大きな隔りがあることは明らかである。^④初年度収入税

上納禁止法にみられる対教皇政策は、これこそハリスのいう「中世王権の結ぶ実」であって、まさしく連続性に立つものであったと考えられる。しかし、上訴禁止法以後はローマとの断絶が決定的になり、「中世王権の結ぶ実」を越えた国王主権がイギリス教会に行使され、「聖職者と俗人の関係において、またその名称によって区分されるあらゆる種類・階層の人々から構成される政治体」は「最高の首長・国王」に服従を強制されたのである。政治的にいって中世体制からの離脱にはいろいろなコースがあったであろう。しかしイギリスにおいてはまず中世教皇權威と絶縁して、在俗聖職者と修道聖職者のすべてを国王支配下においた上で、修道院を解散し、国家財政強化を計るという道がとられたのである。

ここに中世体制からの脱離、近代イギリスへの道の第一歩があったと認めることは不当であろうか。

第二に考えたい問題はハウスホウルド的なものの存在についてである。エルトンが誤解し、無視した中世的なものの発展を強調するというハリスは、逆にエルトンの考えたハウスホウルドを誤解しているのではないかと思われる。ハリスは中世の官僚的國家部局の存在を重視した結果、エルトンは中世のハウスホウルド的システムと近代的な官僚的システムを対立させて考え、前者をもって中世の代表的な統治システムとみなす誤りを犯しているとエルトンを批判している。この批判は正当であろうか。エルトン自身中世において官僚的國家部局が存在したことは十分承知している。^⑦ただしエルトンによると、それは純粋な官僚制ではなく、「中世における國家官僚制度はハウスホウルド政治と共存していた」^⑧のであり、「ハウスホウルドはすでに王会から分出して國家部局となったものを補足するための制度となった。」^⑨したがって、エドワード四世とヘンリー七世によるハウスホウルド政治をクロムウェルが官僚的なもので置き換えたとき、そのハウスホウルド政治は始源的には初期中世の政治であっても、中世を代表するシステムというのではなくて、本来、國家部局と共存しておりながら國王権力の伸張期に國家部局を抑えて有力に

なるそういうシステムである。換言すれば、中世の官僚的國家部局はたえずハウスホウルドによって補われ、ハウスホウルド政治の可能性・潜在性を孕んだ國家部局であった。ヘンリー七世による政治がハウスホウルド政治の最後の復活となるゆえに、エリザベス期の官僚制はハウスホウルド政治の可能性をもたない官僚制であって、ハリスやウィリアムズの主張する中世の官僚的國家部局そのものへの復帰とは考えられない。なるほどウィリアムズの場合のようにエリザベス期の財務府はその内容の多くを中世の財務府に負ってはいいるが、一五三〇年代の改革の要素も引き継いでおり、とくにハウスホウルド的なものを伴わなかった点で、中世の財務府とは異なる國家部局と考えて差支えない。ハリスはその第二批判において、エルトンの考えるハウスホウルドによって補足された官僚的國家部局に気付いて、ハウスホウルド政治にかえて國王の個人政治を論じ、中世におけるハウスホウルド政治の可能性・潜在性を否定することによって、中世の官僚的國家部局の純粋性を主張し、そのエリザベス期官僚制への系譜を明らかにしようとした。しかし、エドワード四世・ヘンリー七世によるハウスホウルド政治の復活は中世におけるハウスホウルド政治の可能性・潜在性を否定することを不可能とし、エルトン説の論理に軍配が挙げると考えられる。ウルフも一論文の注記でこの問題をと

上げ、ハリスとかれに依ったウィリアムズが財務府とヨーク・テューダー期のチェインバーを前後関係においてみることは混乱した思考であるとし、財務府を補足する政治手段としてチェインバーを考えている。¹⁰

第三の問題として、ウィリアムズの批判の中に学ばねばならない点がある。ウィリアムズはその批判の中で、国制史・行政史を社会的に位置づけることを要求した。議会主義発展の社会的背景、国家財政の変化（たんに財務行政だけではなく）、社会的危機、外交問題、官僚制の実態とそれが国民生活に及ぼした影響などを考察の領域に入れて、その上で国制史・行政史をみようとする。もちろん、エルトンもその必要を十分認めているはずと思われるが、「最初に機構が実際にどういう特徴をもっていたかを発見し、それからその活動を究めるという正しい秩序というものがある」と述べて、国制史プロバラー・行政史プロバラーの研究をまず進めたこととの弁解としている。しかし、より望ましいことはより広い領域で、国制史・行政史をとらえることであり、それによってより深い理解が現われるはずである。¹¹

「テューダー革命」論争について論ずべき問題はなお多いと思われるが、エルトン説の意義は、ハリスとウィリアムズの批判にもかかわらず、依然として大きく、諸改革の集中した一五三〇年

代を中心とする時期はさらに検討されるべきであることを強調して、ひとまず筆を擱くことにしたい。

① E. p. 26.

② W. and H. II, p. 96.

③ 23 Henry VIII, c. 20.

④ 拙稿「上訴禁止法に関する一考察」参照。

⑤ 修道院解散は、修道士が教皇を支持し、國王權威を弱める存在であったために、行われたという考えはドイツによって否定されている。一部の例外はあったが、修道士のほとんどは王位継承法・國王至上法を認めた。(F. C. Dietz, *English Government Finance 1485-1558, 1921*, pp. 125-126.)

⑥ W. and H. II, pp. 93-94.

⑦ 財務府は「すでに官僚的國家部局であった。」(T. R. G., p. 169.)

⑧ *Ibid.*, p. 36.

⑨ E. U. T., p. 12.

⑩ W. and H. II, pp. 90-91.

⑪ B. P. Wolfe, *Henry VII's Land Revenues and Chamber Finance*. (Eng. H. R. Vol. LXXIX), p. 228 (n. 2.)

⑫ E. p. 48.

⑬ この点に関し、二・三の邦語論文はエルトン説を採用しながら、その限界を指摘して、補足している。拙稿「初期テューダー財務行政に関する問題」は財務行政に関してはエルトン説を受け容れながら、当時の財政政策に注目して収益獲得の対象・目的・政治的方法における封建的取奪性をもあわせて理解する必要のあることを示唆したし、前掲岡田「Fiscal Feudalismの崩壊とイギリス革命」も同じく財務行政面ではエルトン説を採用しつつ、財政政策・制度上は封建的原理が貫かれていることを論じ、一六〇〇年以降の財政制度・財政政策の革命的転換の意義を重視し、また前掲富岡「イギリス絶対主義と修道院

「解散」もエルトン説を容れて国家官僚制を考察するが絶対主義政策の遂行者としての官僚を考へ、その限界を指摘した。

⑭ 前掲越智「近代英国の覚醒」、同『近代英国の起源』は議會主権・法主権の確立が近代国家の重要なメルクマールのひとつであるとしてエルトン説を積極的に高く評価している。

——一九六六年三月稿——

(岐阜大学講師)

追記

「テューダー革命論争」脱稿後、筆者はハリスとウィリアムズの第二批判に対するエルトンの再応答が発表されていることを知った。以下、制約された紙数の中で、簡単にその論点の主要部分を紹介し、短評を試みたい。

ウィリアムズはクロムウェル時代の議會の積極的な意義を重視しないが、この時代前例のない方法で、議會において、議會を通して働きかけることの利益に國王は気付いていた。強力な王権は議會が単に反対のための場所ではなくて、國王の道具であったという独創的な考え方を利用し、王国の統一のために議會を用いた。この意味で、中世憲政機構は新しい形をとって維持された。中世の議會が救われたというのはこのことであるとエルトンはいう。理論的には強力な絶対王政は議會を無視して政治することができたはずであるが、多数の議會制定法を用いたイギリス絶対主義は議會政治の伝統の基礎を与えたと考えてよいのではないか。この場合、ウィリアムズの主張する中世以来の議會主義的伝統と特殊イギリス的社会構造は十分考慮さ

れねばならず、議會が主権在民的な憲政機構となるためにはその後の展開が必要であったことはいうまでもないことである。

つぎに行政上の変化、とくにハウスホウルド政治とその廃棄についてエルトンはつぎのように再論する^⑮。ノルマンコンクェストから一五三〇年代以前の行政は國王とそのハウスホウルドがその主因であり、ハウスホウルドの中で、あるいはその中から国家機構を生み出したという意味で、ハウスホウルド政治であった。一五三〇年代以後はハウスホウルドのこの潜在性^{ポテンシャル}は棄てられた。ハリスは「歴史的にみて現実にあるものは潜在するものよりも意義がある」というが、エルトンはたとえそれが潜在的であれ、ハウスホウルド政治が一五三〇年代以前の政治の実体であったと考えている。この点は、本稿第六節において筆者も論じた問題であり、エルトンも「ハウスホウルド政治の実際的なあるいは潜在的な使用は中世の極印である」と述べて、中世官僚制の重視によってハウスホウルド政治の存在を軽視したハリスを批判している。

『過去と現在』誌上におけるテューダー革命論争はここに終わったと思われる。雑誌論文・論評形式による応酬はこの論争の今後の展開には不十分であると考えられるからである。

⑮ G. R. Elton, *A Revolution in Tudor History?* (Past & Present, No. 32, 1965)

⑯ Ibid., p. 105.

⑰ Ibid., pp. 106-107.

On a Controversy about 'The Tudor Revolution'

by

Yoshinobu Kuriyama

Against 'The Tudor Revolution' by G. R. Elton, G. L. Harriss and Penry Williams offered criticism on "Past & Present (No. 26 and No. 31)", and Elton replied it on the same (No. 29). In my article I outlined this controversy and asserted the following points.

First, the act restraining the payment of annates in 1532 was 'the fruit of the medieval regality' as Harriss argued, but, after the act in restraint of appeals in 1533, the traditional policy towards Rome was turned into the new one. While in the former act the king was considering that he could co-exist with the Pope, the king gave up such a possibility in the latter act. Second, Harriss overstated the pure national systems in the later middle ages. We can not neglect that the national bureaucratic institutions co-existed with household government in this period. Third, Williams' suggestions for the limitations of the administrative machine may be accepted. The constitutional and administrative history should be considered from a wider viewpoint.